

## 今年のテーマ

誰でも どこでも どんな時も  
安全を求める権利を

## 主なメッセージ

すべての人には安全を求める権利があります

その人が 誰でも、出身がどこでも、避難を強いられた どんな時も

## 誰でも

故郷を追われたすべての人に対して、尊厳ある対応が行われるべきです。それが誰であろうと、いかなる信条を持っていようと、誰でも保護を求めることができます。安全を求めることは人権であり、ここに選択の余地はありません。

## どこでも

どここの出身であろうと、故郷を追われたすべての人は、寛大な対応をもって受け入れられるべきです。世界各地から避難してきた難民は、危険な状況を脱するために、飛行機、船、徒歩などあらゆる方法を取りますが、安全を求める権利は普遍です。

## どんな時も

いかなる時でも、故郷からの避難を余儀なくされたすべての人は、保護を受ける権利があります。紛争、暴力、迫害など、それがどんな脅威であろうと、すべての人は保護に値し安全を得る権利があります。

## #難民保護の基本原則

## #難民とともに

– 誰でも どこでも どんな時も  
故郷を追われたすべての人とともに



## 1. 庇護を求める権利

庇護を求めることは人権です。迫害、紛争、人権侵害により避難を余儀なくされた人は、別の国で保護を求める権利があります。



## 2. 安全へのアクセス

避難を強いられたすべての人に、国境は開かれた状態であるべきです。アクセスの制限や国境の閉鎖により、安全を求める人々の避難がより危険になる可能性があります。



## 3. 強制送還しない

生活や自由が脅かされる可能性がある場合は、強制送還されてはなりません。その人が故郷に戻った時にどなりリスクに直面するか、最初に審査することなしに、どの国でも強制送還が行われてはなりません。



## 4. 差別しない

国境での対応に差別があってはなりません。人種、宗教、ジェンダー、出身国などの要素に関係なく、すべての難民申請は公正に審査されるべきです。



## 5. 人道的な扱い

故郷から避難を余儀なくされた人は、敬意と尊厳をもって対応されるべきです。ひとりの人間として、安全かつ尊厳ある対応を受けるべきです。特に家族は一緒にいるべきであり、人身売買から守られ、恣意的な収容は避けるべきです。

## 難民保護の基本原則はなぜ大切？

故郷から避難を余儀なくされた人々の保護は  
国際社会全体の責任です。

人口や経済状況に対して、大量の難民受け入れを行っている国やコミュニティには、国際社会からの確実な支援と連帯が必要です。

## 安全に得ることは、スタートにすぎません

紛争や迫害により故郷を追われた人々は、いったん危険な状況から脱したら、癒やし、学び、仕事、成功を得るための機会が必要となります。また、安全かつ尊厳ある形での帰還、避難先での社会統合に向けた支援、最も脆弱なケースに対しては第三国定住が必要となります。

これらは、難民条約、難民に関するグローバル・コンパクトでも明確に述べられています。